



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 6 月 12 日 (月 曜 日) 第 414 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁	
○宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1		○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 3
<b>告 示</b>		○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 ( “ ) 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1		○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更…………… ( “ ) 3
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… ( “ ) 2		<b>公 告</b>
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 ( “ ) 2		○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 3
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… ( “ ) 2		<b>雑 報</b>
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 2		○宮崎県市町村職員共済組合の令和4年度の決算の要旨…………… 4
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 2		<b>正 誤</b>
		○令和5年3月31日付け県公報 (号外第28号) 中…………… 5

## 規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年6月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第33号

#### 宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(予算執行の伺い及び合議等)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行伺又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程 (昭和40年訓令第1号) に定める次長及び課長の専決すべきものに係る予算執行伺については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 委託料 (診療報酬の審査及び支払事務に係る委託料を除く。)</p> <p>(4) 使用料及び賃借料 (会場借上料、自動車駐車料、道路使用料、日本放送協会受信料及び自動更新された事務用機器の賃借契約に係るものを除く。)</p> <p>(5)~(13) [略]</p> <p>3~5 [略]</p>	<p>(予算執行の伺い及び合議等)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行伺又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程 (昭和40年訓令第1号) に定める次長及び課長の専決すべきものに係る予算執行伺については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 委託料 (<u>長期継続契約に係るものうち契約初年度の翌年度以降のもの並びに診療報酬の審査及び支払事務に係るものを除く。</u>)</p> <p>(4) 使用料及び賃借料 (会場借上料、自動車駐車料、道路使用料、日本放送協会受信料及び<u>長期継続契約に係るものうち契約初年度の翌年度以降のものを除く。</u>)</p> <p>(5)~(13) [略]</p> <p>3~5 [略]</p>

#### 附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

#### 宮崎県告示第 458号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国

## 告 示

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年6月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
さくら薬局	北諸県郡三股町大字榑山字中原5036番地90	令和5年2月28日
川原眼科	児湯郡新富町大字上富田3340番地1	令和5年3月31日

宮崎県告示第 459号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年6月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
さくら薬局	北諸県郡三股町大字榑山字中原5036番地90	令和5年3月1日
医療法人川原眼科	児湯郡新富町大字上富田3340番地1	令和5年4月1日
京町共立クリニック	えびの市大字向江 508番地	令和5年4月1日
さんさんクリニック	えびの市大字永山1059-7	令和5年5月1日

宮崎県告示第 460号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第1項（第55条第2項において準用する同法第51条第1項）（中国残留邦人等の円滑な

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570401598	訪問介護事業所フルール	宮崎県日南市東弁分甲2546番地3	合同会社フルール	宮崎県日南市中平野1丁目8番地26	令和5年5月1日	訪問介護
4570501165	訪問介護ステーションハート	宮崎県小林市野尻町東麓3409番地7	合同会社I K S	宮崎県小林市野尻町東麓3409番地7	令和5年5月1日	訪問介護

宮崎県告示第 463号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和5年6月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関は、その指定を辞退した。

令和5年6月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
京町共立病院	えびの市大字向江 508番地	令和5年3月31日
西元眼科医院	都城市中原町41街区8号	令和5年5月31日

宮崎県告示第 461号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年6月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	名 称	所 在 地	
京町共立病院 介護医療院	えびの市大字向江 508番地	医療法人芳徳会	えびの市大字向江 508番地	令和5年3月31日

宮崎県告示第 462号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和5年6月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570601148	株式会社サン・ルーム 日向営業所	宮崎県日向市財光寺長江 426番地 1	株式会社サン・ルーム	宮崎県延岡市平田町2347番地	令和5年5月1日	介護予防訪問入浴介護

## 宮崎県告示第 464号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
エンジェル訪問看護ステーション	都城市	訪問看護	令和5年6月1日
カエル訪問看護ステーション	日南市	訪問看護	令和5年6月1日

## 宮崎県告示第 465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人伸和会延岡共立病院	延岡市	精神通院医療	令和5年6月1日
くるみ薬局	日向市	薬局	令和5年6月1日
訪問看護ステーションポパイ	宮崎市	訪問看護	令和5年6月1日
エンジェル訪問看護ステーション	都城市	訪問看護	令和5年6月1日
カエル訪問看護ステーション	日南市	訪問看護	令和5年6月1日

## 宮崎県告示第 466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションわすれな草	宮崎市	宮崎市大字赤江 205第2 関屋コー	宮崎市学園木花台南3丁目30番地	令和5年3月1日

ポ 101

5

公

告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、百町原土地改良区（日向市）から令和4年9月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

雑 報

宮崎県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、令和4年度決算の要旨を公告する。  
令和5年5月26日

宮崎県市町村職員共済組  
理 事 長 河 野 正 和

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
収 入	負担金	4,358,432	9,063,931	474,135	70,988		127,569	191,630					
	掛金等	3,776,209	5,775,988	474,106				189,683					
	施設収入・商品売上								105,143				
	連合会交付金等	952,020					54,690				77		
	利息及び配当金	10				6,014	2,447	5	13	7	81,582	1	
	その他の収入	342,706						14		16,974	337	7,621	
	他経理から繰入						24,229		25,000				
	前年度支払準備金	479,610											
	計	9,908,987	14,839,919	948,241	70,988	6,014	2,447	206,507	381,326	147,124	81,919	7,699	40,848
	給付	3,676,239											
支 出	役員給与						105,259	47,943		3,328	894	11,675	
	旅費・事務費						8,345	7,338	421	634	197	1,349	
	商品仕入												
	委託費						5,625	2,738	57,541	40	10	4,267	
	支払利息					6,014	2,447			42,259	6,014	664	
	連合会払込金等	841,280					6,014	1,879					
	前期高齢者納付金	2,396,641											
	後期高齢者支援金	1,442,368											
	負担金等払込金		14,839,919	948,241	70,988		56,637						
	他経理へ繰入	24,229							25,000				
その他の支出	835,968						28,015	252,940	51,221	2,714	347		
次年度支払準備金	576,505												
計	9,793,230	14,839,919	948,241	70,988	6,014	2,447	209,895	337,838	109,183	48,975	7,462	28,879	
差引当期利益金又は 当期損失金 (△)	115,757	0	0	0	0	0	△ 3,388	43,488	37,941	32,944	237	11,969	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	1,280,362	911,515	60,817	454	21,591	1,354	286,556	762,046	384,734	1,780,199	91,280
	固定資産					560,000	4,880,198	675	55	1,017,976	10,032,937	558,906
	繰延資産											725
資産合計	1,280,362	911,515	60,817	454	581,591	4,881,552	287,231	762,101	1,402,710	11,813,136	650,186	534,516
負 債	流動負債	10,865	911,515	60,817	454			5,963	19,351	28,135	11,153,700	0
	固定負債	576,505				581,591	4,881,552	81,276	70,504	45,819	2,656	596,951
	負債合計	587,370	911,515	60,817	454	581,591	4,881,552	87,239	89,855	73,954	11,156,356	596,951
純 資 産	利益剰余金	692,992						199,992	672,246	1,328,756	656,780	53,235
	欠損金											469,993
純資産合計	692,992	0	0	0	0	0	199,992	672,246	1,328,756	656,780	53,235	469,993
負債・純資産合計	1,280,362	911,515	60,817	454	581,591	4,881,552	287,231	762,101	1,402,710	11,813,136	650,186	534,516

正 誤

令和5年3月31日付け県公報（号外第28号）中

ページ	行	誤	正
1	7	宮崎県規則第28号	宮崎県規則第29号

--	--